

埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞 Q & A

【応募要件】

<事業者>

Q 事業者が応募するに当たり、事業規模などの要件はありますか？

A 規模要件は設けていません。大企業、中小・小規模事業者のほか、個人の方も応募いただけます。

Q 本社や法人グループの本部が県外にある場合、県内に事業所があれば応募できますか。

A 応募いただけます。

Q 県内に事業所が複数ある場合、事業所ごとに応募することはできますか。

A 応募いただけます。

<事業者団体>

Q 事業者団体において、本部が県外にある場合、埼玉県支部があれば応募できますか。

A 応募いただけます。

Q 事業者団体において、構成員に県外の事業者が含まれている場合でも応募できますか。

A 応募いただけます。

<事業者・事業者団体共通>

Q 取組の成果の証拠書類等を提出する必要はありますか。

A 基本方針は電子データやホームページに掲載されている URL を提示してください。その他の確認項目で工夫している取組がありましたら、参考資料として提出してください。なお、提出いただいた書類は返却しません。

Q 応募書類の記入について、サポートしていただけますか。

A まずは記入例を御参考になしてください。応募書類の記入方法について、ご質問があればお答えいたしますが、具体的な内容についてのサポートはできません。

Q 応募書チェックリストの確認項目について、すべて取組内容を記入していないと応募できませんか。

A 空欄の項目があっても応募いただけます。

Q どのような取組が表彰の対象になりますか。

A 取組の規模や軽重にかかわらず、他の事業者や事業者団体の参考となる工夫などがあれば表彰の対象になり得ます。

【審査】

Q 審査委員はどのような方ですか。

A カスタマーハラスメント防止対策に関する有識者や関係法令を所管する行政機関の職員などで構成しています。

【広報活動等】

Q 受賞した結果を自社の広報に利用できますか。

A 受賞については事業者のホームページ等、広報に積極的に御活用ください。

Q 応募後、応募書類の内容は公開されますか。また、公開される場合はどこまで公開されますか。

A 基本方針を含め、取組の内容については、事前に承諾をいただいた上で県のホームページ等で公開させていただく可能性があります。また、受賞者の取組については、推進モデルとして様々な場で紹介させていただきますので、御協力をお願いします。